

1. 議事日程（平成28年第3回北広島町議会定例会）

平成28年9月14日
午前10時開議
於 議 場

- 日程第1 議案第106号 財産の取得について
(小型動力ポンプ付四輪駆動消防車(シングルキャビン))
- 日程第2 議案第107号 山県郡西部衛生組合の解散について
- 日程第3 議案第108号 山県郡西部衛生組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第4 議案第109号 山県郡西部衛生組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定について
- 日程第5 一般質問

一般質問

《参考》

- 真 倉 和 之 職員のモチベーションアップと人材育成方針を聞く
集落活性化(集落カルテ)集落支援員について
公共施設や土地の活用や処分についてお聞きします
- 浜 田 芳 晴 次世代を考えるパート12
次世代を考えるパート13
次世代を考えるパート14
- 伊 藤 久 幸 わさ環境公園と周辺の施設整備は
鳥獣被害防止総合対策交付金制度の導入を
- 田 村 忠 紘 テングシデを活かしたまちづくりを

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|--------------|--------------|-----------------|
| 1 番 真 倉 和 之 | 2 番 中 田 節 雄 | 3 番 久 茂 谷 美 保 之 |
| 4 番 藤 堂 修 壮 | 5 番 梅 尾 泰 文 | 6 番 森 脇 誠 悟 |
| 8 番 室 坂 光 治 | 9 番 中 村 勝 義 | 10 番 伊 藤 久 幸 |
| 11 番 浜 田 芳 晴 | 12 番 藤 井 勝 丸 | 14 番 田 村 忠 紘 |
| 15 番 美 濃 孝 二 | 16 番 大 林 正 行 | 17 番 宮 本 裕 之 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 13 番 蔵 升 芳 信

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司 副 町 長 空 田 賢 治 教 育 長 池 田 庄 策
芸北支所長 成 瀬 哲 彦 大朝支所長 清 水 繁 昭 豊平支所長 多 川 信 之

危機管理監	五反田	孝	総務課長	古川	達也	財政課長	信上	英昭
企画課長	畑田	正法	税務課長	西村	豊	福祉課長	清見	宣正
保健課長	福田	さちえ	農林課長	藤浦	直人	商工観光課長	沼田	真路
建設課長	砂田	寿紀	町民課長	坂本	伸次	消防長	田辺	弘司
学校教育課長	石坪	隆雄	生涯学習課長	佐々木	直彦			
会計管理者	畑田	朱美	国土調査事務所長	林	秀治			

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第106号 財産の取得について

○議長（加計雅章） 日程第1、議案第106号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第106号につきまして概要を申し上げます。議案集の1ページをお願いします。議案第106号、財産の取得について説明します。本案は、財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細については担当から説明します。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） それでは危機管理監からご説明いたします。物件名、小型動力ポンプ付四輪駆動消防車、シングルキャビン、納入場所、北広島町役場芸北支所、買入れ価格679万3200円、契約の相手方、広島県山県郡北広島町荒神原458番地1、有限会社藤原オートサービス、代表取締役藤原 環、納入期限、平成29年3月10日。これは芸北地域1分団1班中祖の27年経過した小型動力ポンプ付積載車の更新でございます。8月31日、17社による入札を行いました。その結果でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。

日程第2 議案第107号 山県郡西部衛生組合の解散についてから

日程第4 議案第109号 山県郡西部衛生組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定について

○議長（加計雅章） 日程第2、議案第107号、山県郡西部衛生組合の解散についてから、日程第4、議案第109号、山県郡西部衛生組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定についてまでの3議案を一括議題とします。以上、3議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第107号から議案第109号につきまして、一括して概要を申し上げます。議案集の2ページをお願いします。議案第107号、山県郡西部衛生組合の解散について説明します。本案は、今後の山県郡西部衛生組合のあり方について、構成町で協議を重ねてきた結果、組合を解散する結論に達したため、町議会の議決を求めるものです。3ページをお願いします。議案第108号、山県郡西部衛生組合の解散に伴う財産処分について説明します。本案は、平成29年3月31日限りで山県郡西部衛生組合を解散するため、財産処分について町議会の議決を求めるものです。4ページをお願いします。議案第109号、山県郡西部衛生組合の解散に伴う事務の継承並びに決算の審査及び認定について説明します。本案は、平成29年3月31日限りで山県郡西部衛生組合を解散するため、事務の継承並びに決算の審査及び認定について、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細については担当から説明します。ただいま議案第109号の中で、承継というものを継承というふうに朗読したようでありますので、訂正をさせていただきたいと思っております。承継が正しいということでありませう。よろしくをお願いします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 議案第107号、山県郡西部衛生組合の解散につきまして、町民課よりご説明申し上げます。追加議案書の2ページをお願いいたします。市町村合併による山県郡西部衛生組合の構成町村の減少や組合管轄区域の人口減少に伴う一般廃棄物処理量の減少、また、処理施設の経年劣化などにより、施設の効率化が悪化している状態にあることから、平成21年2月から、山県郡西部衛生組合のあり方について、安芸太田町と検討協議を重ねてまいりました。その結果、将来にわたり、現行の2町で組合を継続していくことが困難であるという結論に達したため、平成29年3月末をもって組合解散し、整理を行うことで合意しましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、山県郡西部衛生組合を解散することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。続きまして、議案第108号、山県郡西部衛生組合の解散に伴う財産処分についてでございます。追加議案書の3ページをお願いします。山県郡西部衛生組合の解散に伴い、組合の財産処分について、構成町の安芸太田町と合意いたしましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、山県郡西部衛生組合の解散に伴う財産処分について議会の議決を求めるものでございます。内容としましては、財政調整基金を両町の負担金割合、安芸太田町が1000分の782、北広島町が1000分の218で分配する。基金を除く財産は、安芸太田町に帰属する。でございます。続きまして、議案第109号、山県郡西部衛生組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定についてでございます。追加議案書の

4ページをお願いします。山県郡西部衛生組合規約第12条の規定により、山県郡西部衛生組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定に関し、議会の議決を求めるものでございます。内容としましては、事務の承継につきまして7号でございます。1号、予算に属する未収金及び未払金は、安芸太田町が承継する。2号、財政調整基金を除く歳計現金は、安芸太田町が承継し、予算に属する未収金及び未収金の事務を行い、その残額を安芸太田町1000分の782、北広島町1000分の218の割合で分配する。3号、地方公務員災害補償基金に係る負担金の精算に伴う納付金の納付または還付金の受領は、両町が先ほど申しました割合で行う。4号、広島県市町総合事務組合のうち退職手当支給事務に係る負担金の精算に伴う納付金の納付、または還付金の受領は、安芸太田町が承継する。5号、広島県市町総合事務組合のうち公務災害補償事務に係る負担金の精算に伴う納付金の納付、または還付金の受領は、両町が、先ほど申しました割合で行う。6号、施設の解体については、安芸太田町において行うこととするが、その費用の負担等については、関係地方公共団体で別途協議の上決定する。7号、物品会計に属する財産、公用文書類及び1号から6号に掲げる事務以外の事務は、安芸太田町が承継する。以上の7号でございます。そして、決算の審査及び認定についてですが、山県郡西部衛生組合の決算審査及び認定は安芸太田町が行う。でございます。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 説明を終わります。以上3議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 一般質問

○議長（加計雅章） 日程第5、一般質問を行います。13日に引き続き、一般質問を続けます。質問者及び答弁者は、マイクを正面に向けて簡潔に行ってください。1番、真倉議員の発言を許します。

○1番（真倉和之） 1番、真倉和之です。さきに通告しております大綱3点についてお伺いをしたいと思います。初めに、職員のモチベーションアップと北広島町人材育成基本方針についてお聞きをしていきたいと思っております。本庁・各支所の職員体制は、職員、臨時職員、嘱託職員の人数と比率はどのようになっているのか。また、仕事の内容によって役割があると思っておりますが、職員と臨時職員などの基本的業務内容の差はどのように違いがあるのか、初めにお聞きしてみたいと思っております。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 本庁・各支所の職員体制というご質問でございます。平成28年4月1日現在で、本庁に勤務する総職員数は216名でございます。このうち臨時職員は30名、約14%となっております。嘱託職員につきましては15名、約7%でございます。続いて支所でございます。各支所ということですので、それぞれの支所でお答えをさせていただきます。まず、芸北支所、職員数19名、そのうち臨時職員は3名、%でいうと16%でございます。嘱託職員は、現在おりません。大朝支所でございますが、職員数16名、そのうちの臨時職員数は3名、%でいうと19%となっております。嘱託職員はおりません。最後に豊平支所でございますが、職員数18名、そのうち臨時職員は3名、約17%でございます。嘱託職員は1

名、%でいうと5%。以上のような構成となっております。なお、このほかに臨時職員でいますと、保育の関係でありますとか、放課後児童クラブの指導員、給食調理員などがあります。嘱託職員では、地籍調査の推進員などを委嘱しているところでございます。それから、職員の役割分担ということでございますが、まず、職員については、全体の奉仕者としての公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げて、これに専念しなければならない。これは地方公務員法でございまして、そのように定義をされております。このことにつきましては、正規の職員、臨時職員、それから嘱託職員におきましても同様のこととなっております。それから正規の職員は、公務を民主的かつ能率的に運営するため、そのための自覚と誇りを持って、業務に対する責任を負わなければならない。臨時職員につきましては、正規職員の事務補助として必要に応じて配置をし、嘱託職員は、業務の中でも特に専門性を求められるものについて非常勤の特別職として配置をしているところでございます。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 大まかな答弁いただきましたので、ただいまから本論へ入っていきたくと思いますが、第2次行政改革大綱、長期総合計画と計画年度を合わせるために平成29年3月まで2年間延長されていますが、第2次行政改革においても、職員数の削減と効率的で質の高い行政運営を言われてますが、どのように取り組んでおられるのか。同時に、多様な人材の活用では、行政の守備範囲の見直しと、行政が直接行う業務と専門性の高い業務については有資格者、民間、再任用制度による外部人材の活用と提携的な業務においても、その業務内容による職の設定により、臨時職員、非常勤職員の活用を図ると言われてますが、先ほど臨時職員については答弁いただきましたが、この人たちをどのように職場で生かされておられるのかということをもう少しお聞きしてみたいと思いますし、職員のモチベーションアップはどう図られているのか。全国の類似団体、これ30ほどの類似団体と比べて一番職員数が多いのは北広島町であります。全国で30の類似団体がありますが、そのうち職員数が一番多いのは北広島町であります。北広島町はどのような方策で職員定数の適正化と職員のモチベーションアップをあわせて図っていかれるのか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 大変申しわけございません。行政改革大綱については、質問の通告を受けておりません。きちんとした答弁のほうは用意はできておりません。毎年9月の議会の時期に行政改革大綱についての報告をさせていただいております。その中身のほうでござんいただきたいと思いますが、これまで職員数の削減について、第1次、第2次ともに行ってきたところでございます。そのことで、職員数の削減、類似団体の中では、まだまだ多いというふうに言われておりますけれども、削減はかなりの成果を上げたのではないかなというふうに思っております。それから、職員の育成については、平成21年に育成方針のほう決定をさせていただいております。それから今年度、また改定のほうしております。時代に応じて、その中身についても改正をしてきたところでございます。その中で、目指すべき職員像と、職員に求められる能力といったところで掲げさせていただいております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 先ほども言いましたが、臨時職員あたりをどのように職場の中で生かして使われるかということについては的確な答弁をいただいておりますが、臨時職員などの活用については、先ほど言いましたように、しっかりした答弁をいただいておりますし、職員のモ

チベーションについてもはっきりした答弁をいただいておりますが、今、国においては、臨時職員などについて、同一労働、同一賃金の面から問題視をされていますが、賃金の実態と同一労働、同一賃金についての考え方をお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 先ほども申させてもらいましたけれども、正規の職員については、きちんとしたその責任を負うといったところがございます。臨時職員については、必要などころに必要な配置をしていくといった形になっておりますので、おのずとその職務の中身、事務の中身についても違ってきておると考えております。その意味で、単純に同一労働、同一賃金といった考え方がそこに適応できるかどうかというのはいろいろ議論があると思いますけれども、今のところは、そういった整理をさせてもらってます。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 広島県の最低賃金が今年8月28日から769円になりましたが、それ掛け8になっておるんかと。同じ人間であり、同じ職場で働いておるわけでありますので、そこらについても、後ほどいいですから、お聞かせいただきたいと思ひますし、北広島町の人材育成方針、その他の能力で言われております、町民感覚では、常に町民の視点に立ち、全ての業務が町民本位の取り組みであるとありますが、町民の目線で評価は、臨時職員の業務への取り組みの評価を高く言われる方が多くあります。昨日の一般質問でもありましたが、職員の電話対応、接遇、職務態度を含め苦言をいろいろと聞かせていただきますが、副町長の思いをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（空田賢治） 昨日もご指摘ありましたように、私のほう、町長のほう、そして各課の職員、総務課長のほうにも、職員の町民の方への対応についての苦情がたくさん来ております。このことにつきましては、毎度幹部会議において、その意識、住民対応への丁寧にも明るくやるということの徹底を図っておりますけれども、なかなか浸透してないのが現状であると思ひます。そういったことから、まずは、少なくとも町民の方が窓口に来られたときに、姿を見られたときには、まず、対応する職員というのを役割を決めるみたいなことを始めるということからやって、それは住民対応について、いろいろ得意不得意な職員もいると思ひますけれども、まずはそういう、この時間帯は、この職員が窓口に来られた方に対応する、これは1階のフロアだけでなく2階、3階、そして支所においても同じですけども、そういった具体的な取り組みから始めてみたいと思ひております。そういう指摘がないようにしていかなきゃいけないと思ひております。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 副町長から答弁いただきましたが、副町長、職場内へ文書出しておられますね。これについての職員の反応はいかがですか。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（空田賢治） 各課長を通じて、それを出させてもらっておりますけれども、そのことについて、職員の反応というのは、ちょっと私のとこまでまだ来ておりません。申しわけありません。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 文書出したら、それで済むんだということじゃないと思ひますよ。副町長

もこの文書出されて、やっぱり職場歩いてみられるということが大事だと私は思っていますが、町民目線の評価は先ほど述べたとおりであります。北広島町人材育成基本方針に基づく研修は、職員のモチベーションアップは必須だと思いますが、研修計画とあわせて民間への出向は考えられないか。お聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 民間への出向といった具体的な計画は今のところ持ち合わせておりません。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 一般企業はどうであるかということも、この建物におりゃあわしらいいんだと。この建物の中で仕事すりゃいいんだということでもなしに、副町長が文書出されているように、やはり町民目線はどうであるかということも見ていくことは必要でありますと同時に、女性職員の管理職登用方針については、管理職内の女性管理職の比率はどうなっているのか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 女性管理職ということでございますので、正規職員のうちの女性の課長補佐級は5名でございます。それから管理職ではございませんが、係長級職員が15名でございます。割合ですが、課長補佐級が1.5%、それから係長級が4.5%になっております。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 国においても、女性活躍社会と女性の管理職の登用を言われていますが、女性管理職の登用方針については、先ほど、はっきりした答弁はいただいておりませんが、女性管理職のおられる企業の職場も伺ってみました。女性管理職の職場は待遇が非常によいというように感じましたし、職場環境も非常によいというように感じましたし、北広島町も私は同様に感じます。公務員制度の人事は年功序列で進んでいるようですが、考え方も変える時期に来ているのじゃないか。競争意識の導入も必要ではないか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 管理職の登用につきましては、男性、女性といった、そういった線引きというのは基本的にはございません。ただ、職員の構成比率の中で、どうしても男性のほうがまだ多いといった状況になっております。全体でいいますと、これは27年の4月1日なんですけれども、男性156人に対して女性が95人といったような、大体このような比率になっております。年齢の階層別でもかなりの差が出ているといったところなんです。特に、高齢といえますか、50歳以上については、特に男性のほうが今多いといったような状況になっておりますので、その辺が女性の管理職が少ないといった要因にもなっているのではないかなというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） いずれにしても、公務員も年功序列の時代は終わったよというものは取り入れていただきたいというように思いますし、次に、集落活性化についてお聞きをしてみたいと思います。集落活性化、集落カルテ、については、数年前に各行政区の実態を集落支援員が聞き取り、定住施策や集落活性化を考えるツールとして集落カルテを活用すると伺っていますが、どのように行政として取り組んでいるのか、また、取り組んだのか、成果はどうか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 集落カルテでございますけども、集落カルテ、集落調査の結果につきましては、職員用データベースに公開しており、業務を進める中で、地域の現状や課題、各行政区長の考え方を知る上で、他の調査データとともに役立っているというところでございます。これを活用した集落活性化の取り組みや成果としましては、昨年度から、主に8地区でございますけども、住民が主体となったさまざまな事業が進行しております。これに対しまして、集落支援員はもとより、緑のふるさと協力隊、あるいは地域おこし協力隊の活動の場ともなっております。また、今年度は、この8地区の中から3地区で空き家対策としまして、お試し住宅の取り組みへと発展しているところがございます。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 私の考えとったことから見ると、かなり集落支援員のイメージが違うわけがありますが、私はそういうことを調査されて、この集落どういう問題があるんだと、それに対してどう対応していくんだというようなことを期待しておったわけではありますが、8地区で住民を主体として3地区で空き家対策、特にお試し住宅の取り組みをするんだというのが今の取り組みのようでありまして、成果については、まだそれから後だということですね。成果は、今の段階でまとめていくということは、どうも今の答弁から無理のようではありますが、後で答弁いただきたいと思いますが、集落カルテで集落の課題が明らかになり、課題のある集落へのサポート体制、私はどうされておるかということを知りたいんですが、今そういうことが、体制があればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 集落カルテで出てきた課題に対する対応サポートでございますけども、先ほど申し上げました8地区につきましても、これは集落カルテ、聞き取りの中で課題をお聞きして、そこに入って、お話をした結果、いろいろ取り組みを進めていこうと。支え合い事業を進めていくところもありますし、特産品開発を進めていくというふうなところもございます。これは一つの例として申し上げましたけども、集落カルテ、聞き取りにつきましても、行政区単位でお聞きをしております。かなり地区的には小さな単位になろうかと思っております。でき得れば、ここら辺をもっと大きな単位、旧小学校区単位ぐらいでくくって、課題の整理、集約をしながら、また今後のサポート体制へ進めていきたいと思っております。集落支援員は、そこで、その地域に入ってお話を聞く、調整をしていくというふうな大きな役割があろうかと思っております。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 答弁いただきましたが、例の集落サポート、集落の課題ですね。昨日来一般質問で出てきておりますが、一番草刈りの問題からいろんな課題が出てきておりますが、このことについては、これとは別の問題で取り組まれておるんだというように思いますが、これについては、広報きたひろしまでも紹介をされておりますが、活動の実態の中で、支所が絡んでおられるところ、支援をしておられるところがあるんかどうかお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 芸北支所長。

○芸北支所長（成瀬哲彦） 今、ご質問いただきました支所の関係しているところということですが、芸北支所におきましては、集落支援員の活動、集落支援員さんもいらっしゃいますし、地域おこし協力隊もおります。また、緑のふるさと協力隊と申しまして、芸北地域には全ての活

動隊が控えております。それぞれのものがいろいろなテリトリーを持って活動する中ですが、中でいろいろな協議をしながら進んでおります。私どものところは毎週必ず3協力隊員と自治振興係と集まって進む方向性や現在の課題等を協議しながら前に進んでおるような状態でございます。以上です。

○議長（加計雅章） 大朝支所長。

○大朝支所長（清水繁昭） 大朝支所におきましては、直接、集落支援員さんということではございませんけれども、芸北支所もございましたが、地域おこし協力隊と。こちらのほうが中心になっておりまして、大朝商店街のにぎわいの復興、再興という形で、こちらのほうに参加をさせていただいております。もう一つ、こちら支所提案型事業でございますけれども、田原地区のテングシデの活用等で地域おこしに役立てたいというようなことを今進めておるところでございます。以上です。

○議長（加計雅章） 豊平支所長。

○豊平支所長（多川信之） 豊平支所でございます。豊平支所は集落支援員のみ配属でありますけれども、町職員も1名ほど専属を決めまして、集落支援員と各地域の課題解決、また、まちおこしのプランの打ち合わせ等支所で行い、また、夜にも地域と一緒に出ていって協議に参加させていただいているような状況でございます。以上です。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 私がこういうことを聞いたのは、町長、副町長、職員がそれ以外の仕事をしよるんで、それに関わってうわの仕事をしている職員に対しては評価をしてやってほしいと、やっぱり使うことは使う、褒めるところは褒めてやっていただきたいというのが私のここで言いたいことであります。次に、公共施設や土地の活用処分についてお聞きいたします。平成26年に作成されました北広島町公共施設白書で、実態は把握されてますが、遊休施設や土地の実態は、土地に対する概念の執着度合いが現在かなり変化してきましたが、今回は、町有の遊休地及び借地についてお聞きをしてみたいと思います。町有の遊休地については、計画的な売却を含めた処分を考える時期が来ており、どう取り組まれているか、また未利用の借地で遊休地はどのぐらいあるのか、借地で活用していない土地に借地料払っているのか、その実態をあわせてお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 財政課のほうからご答弁を申し上げます。ご質問は2点あったかと思っておりますけれども、まず、1点目の遊休地に対する取り組みということでございます。行政改革大綱に位置づけております歳入の確保、特に未利用資産の処分につきましては、順次売却をこれまで進めてきているところでございます。現在利用されていない町有の土地は維持管理費がかさみ、その有効利用、処分等の処置が必要であると考えており、昨年度、町有の遊休地につきまして、現地調査を行い、一定の整理をし、各課へ情報提供を行っております。各土地の立地、形状、面積、現在の使用状況等踏まえまして、売却その他有効活用の可能性が高い土地につきましては、関係課との連携を図り、今後の方針、課題等を整理し、活用、または売却に向けた検討を積極的に行ってまいります。次に、未利用の借地で遊休地はどれぐらいあるのか。また、借地料を支払っている実態はあるのかというご質問でございます。公共施設の移転や統廃合によりまして、使用していない土地については、これまでの経過や今後の事業化に向け、検討している状況のものがございます。現在把握している土地は4件でございます。その他の借地につ

きましては、その利用状況を把握し、現在または将来的に不要と判断したものにつきましては、地権者へ返還を求めていく方向で検討してまいります。以上でございます。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 縷々答弁はいただきましたが、第2次行政改革大綱にもこういうこと謳ってあるんです。これはほかの財源を求めていくという意味から行政改革大綱に書いてあります。つくったのは執行部がつくったんですから、その言葉を頭へ入れて対応していただきたいと思いますが、新たな財源の確保と書いてあるんです。普通財産の処分など、可能な財産については資産管理台帳の整備を進め、計画的に民間などへの賃貸、譲渡を行うとありますが、第2次行政改革が始まったのは平成22年です。3月以後今日まで実績をお聞かせいただきましたが、町が管理を行っている未利用民有地の賃貸契約については、土地所有者と協議の上で契約の解除などの検討を行うと言われましたが、成果のほどは、まだごうぎなことは上がったような答弁でありませんでした。いずれにしても、あまりにも取り組みが遅い。売買された土地については3件であります。これは28年、豊平を含めての3件だろうと思いますが、あまりにも行政改革へこれ書いてあるんです。この書いてあることが行われてない。例えば、これ各課へ何したでなしに、例えば民間の業者でも売るような方法も考えて対応していきませんか、今度は第3次が出てきますが、どのようなこと書かれるのか知りませんが、書くのはみやすいんですよ、また決算委員会でも、書いてあること言わせてもらおうと思っておりますが、そのことを含めて、26年度以上はないんですよ。というようなことが特に問題があるような気がしますし、現在把握しているのは4件であると言われますが、私は第2次行政改革大綱が終了する平成29年3月までに解決するんだということぐらいの意気込みは持てんか、再度お聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 再度ご質問にお答えをいたしますけれども、行政改革大綱に位置づけております財源の確保という観点でございますけれども、まず、1点目が未利用地の賃貸借の解除という項目がまずあります。22年から27年まで4件やらせていただいております、効果額は74万円余りあります。それから2点目でございますけれども、未使用資産の賃貸借を始めたものが同じく7件ございます。大朝地域の文化振興住宅等々がありまして、7件で83万円余りの効果額、それから3点目でございますけれど、未使用資産の譲渡、これにつきましては22年から27年、35件、効果額は先日の前期のほうでご報告させていただきましたように、1億5,400万余り効果のほうは出ているということでございます。先ほどご答弁させていただきましたように、各種の本町の計画、過疎計画、それから新町の建設計画等々がありますので、それとの整合性をとりながら、関係課と協議しながら、全力を挙げて取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 間もなく第2次行政改革が取り組まれて7年が来るんですね、来年の3月で。この中において、私は行政の自己判断、自己責任、意思の決定についてどのように考えておられるのか、あまりにも対応が遅い。財源をまとめていくのは対応を早くして身軽な行政にしていく、このことは行政の守備範囲の中にあると思っておりますが、今年出されていた守備範囲の中では64%であります。を含めて対応が遅いと考えられますが、処分可能の再評価を行い、私は処分を進めていくべきだ。評価が必ずついておるはずであります。その評価を再評価、ある

いは土地鑑定士を入れても再評価できるわけでありますから、土地の値段は現在下がってきておりますので、その点を含めてしていかないと、全国の類似団体の中でも、本当に物事が高いほうにはありません。そこらを踏まえて、実質公債費比率にしても、質問が横へいきますが、うちとは5.何%の実質公債費比率のところもあるわけでありますので、やはり身軽な行政にしていくにはどうすればいいんかということも考えていただきたいと思いますが、答弁をいただきたいと思います。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 財源の確保ということでございまして、未利用地につきましては、先ほどご答弁させていただきましたように、公共施設等の計画が近々出れば、そのほうに計画のほうさせていただくと。それで、その検討の結果、その方策もないということになれば、民間のほうへ早急に売却のほうを進めてまいりたいというふうに思っております。それから、もう1点、未利用の借地という問題が4件ということでお答えをさせていただきましたけれども、以前公共施設があって、そのままになっておって、次の計画が進んでないということでございまして、これも全庁挙げて、計画がない場合は原則地権者のほうへ返還のほうさせていただく協議を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（加計雅章） これで真倉議員の質問を終わります。暫時休憩をいたします。11時より再開をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 50分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。次に、11番、浜田議員。

○11番（浜田芳晴） 11番、浜田芳晴でございます。今回も、次世代を考えるというテーマでございます。これは、いろんな項目を上げて問うておりますが、次世代にどうやったら物事が伝えていかれるかというテーマでございます。まず、第1点目が親元へ就農するというところでございます。次世代の担い手が親元のところに就農してくれるんが一番いいわけでございますが、このことはなかなかかなってはおりませんが、これが一番理想な形だろうと私自身は思っておるわけです。でも、このケースは、親元のところで研修をするというふうについては研修資金がありません。担い手になって、それから行くケースであります。何か国のほうの支援策があるかどうかということ、まず伺ってみたいと思います。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 我が国の基幹的農業従事者は、65歳以上が約6割を占める一方、40代以下が1割という著しくバランスを欠いた状況で、新たに農業を始めた青年の3割が5年以内に離農しているという報告があります。このような状況で、国においては、担い手となり得る青年層の新規就農者の確保、定着の推進が急務であることから、平成24年度から新規就農

施策として、就農前後の所得を確保する青年就農給付金事業が設けられております。就農前の研修等を支援する国の青年就農給付金準備型における研修先については、認定要件が定められており、先進農家、先進農業法人の経営主が給付対象者の親族ではないこととされております。親元での研修は対象となっておりません。このため、国の支援はない状況でございます。以上です。

○議長（加計雅章） 浜田議員。

○11番（浜田芳晴） 今お答えになったとおり、研修費用は、やはり親元で研修するという点については、ないと思っておりますが、しかし親元のところで、息子が戻ってきて農業を始めた、これが一番ふさわしい形で、研修制度がないというのは、なかなかそれをお世話するところに気がつかないということがあったりするんで、このことはなかなか認めようとしらん原因の一つにあるんじゃないかならうかと思っておりますが、ここで研修をすると。親元のところで、一緒に農業を始めたというのをやはり私がこの次世代を考えるパート8のところで、やはり町内をくまなく農業委員を初めいろんなところの仕事をする者がよく見ておいてということをおっしゃっております。ここで見とったら、親元のところへ、どうも息子が戻ると嬉しいよというのはわかるはずだろうと。このことによって、事が始まってくるんじゃないかならうかと思っております。それから研修資金というのは受けられませんが、青年給付金というのは受けられると思う。そこで、いろんな世話をする人が気がつけられて、要するに営農計画、要するに所得計画、将来、うちの町だったら、研修生が就農するに当たっては、400万の所得計画を書くというのがあるわけで、これと同じことを書けば、青年給付金というのは受けられる制度があると思います。そこで、その内容、これは農林課長に答えてもらいましょう。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 就農後を支援する国の青年就農給付金経営開始型についてでございます。独立・自営就農であることが条件となっております。親元に就農する場合であっても、原則45歳未満で、みずから作成しました青年等就農計画に即して、主体的に農業経営を行い、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから、5年以内に経営を継承する場合に加え、農地の所有権、または利用権を給付対象者が有していること、主要な機械、施設を所有、または借りていること、生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷、取引していること。給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理していることが確認できれば、親元就農者に対して、国の青年就農給付金の経営開始型の支援を受けることができます。以上です。

○議長（加計雅章） 浜田議員。

○11番（浜田芳晴） 大体マニュアルどおりお答えいただきました。このマニュアルどおりお答えしてもらっても、やはり親元のところで、どうも農業始めるとよいうところへ何らかの形で気がつかないやあ、ここへ計画書書いていただくということにならるので、パート8のときに、いろんな組織を利用して、対策を練っていきましょう。要するに、町長も、農地・水の国の制度に乗っかっていくためには、それぞれの課に指示はしてあるというて、そのとき答弁してもらっておりますので、今後、そのことを気をつけながら、町民のところに若い青年が戻ってきたら、何とか給付金が受けられんほうがいいんですよ、本当言うたら。親元が子供へそれだけの給料が、払われる所得があるというのが一番いいんだが、なかなか、わしもわしなりに実態を調査したところ、自分らの給料が精いっぱい、なかなか子供のために給料を払うというところまでいってない現実があるんで、そこを何とか把握しながら、この給付金で対応していったらいい

いんじゃないかろうかというところを何とかやってみたいという思いを持って、今回の質問をしとるわけで、このところ、どのように農林課として考えておられるか、最後にお聞きします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 親元に息子さんなり娘さん、子供さんが帰られて農業しとるよというような情報については、今の段階では、町としてそれを見つけ出すというのがなかなか手段がございません。例えば農業委員さんを通じて、地元のことがよくご存じの農業委員さんを通じてでも、情報提供があるとか、そういうところを利用させてもらって、国の事業、町の事業に乗っかれば相談していただきながら協議し、対応してまいりたいと考えております。町でも新規就農総合対策事業を実施しておりまして、研修生以外で青年等就農計画の作成を行って、原則39歳以下で、認定就農者と認定され、新たに就農された場合は親族が営む農業経営の後継者として就農した場合でも、就農支援交付金事業として30万円定額助成を今交付しております。現在、本町では親元就農者への支援については、本制度での対応としているところがございます。担い手の確保については、親元の就農も一つ的手段ではあると考えております。既存の就農支援交付金事業で支援を行うとともに、国の動向にも注視しながら、さまざまな方法で担い手の確保に努めていきたいと考えております。

○議長（加計雅章） 浜田議員。

○11番（浜田芳晴） 今答弁のようにやっていただくことを期待をして、次の項目に入ります。芸北から千代田まで広域農道が随時進んでおりますが、最後の工区になってきたようでございます。この道路が芸北の方が千代田へ早うに行くためにという目的でつくる道路じゃないわけです。これは当然近道にはなるわけですが、広域農道というて書いてある以上は、農業に伴う仕事がかこれから起こってくることを期待をして、この広域農道というのは採択になっておるわけでございます。この採択を受けるときに計画書が国のほうに出しております。この計画書には附帯事業というのがついて回るわけで、この附帯事業の中に、当時は畜産農家がふんを野積みをしとるんで、なかなか堆肥舎ができにくいということで、どこかに1カ所に堆肥センターをつくるという計画が書いてあったはずですが、しかし、平成12年度に国のリサイクル法というのができてきて、やはり廃棄物とかいろんなものを野積みをしといたり、放置しとくのはよくないというのがこの法律で、畜産農家も広域農道の附帯事業で、堆肥センターができるのを待ちよったんじゃ、やはり法を守っていくことができないので、やはり国も補助事業として畜産農家に堆肥センターをつくるためには補助金を出しましょうということで、各畜産農家が堆肥センターはもうつくって、今、野積みはしておりません。しかし、この広域農道を開通するまでには、最初の計画にあったように、附帯事業何らかをするということを守っていかないといいないので、町として、この問題についてどのように考えておられるか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 芸北広域営農団地農道に係る芸北広域営農団地整備計画書は、平成2年度に策定された後、北広島町農業振興計画が新たに平成17年2月に作成されたことに伴って、県において、平成18年度に整備計画及び関連施設の計画が変更されております。しかしながら、平成18年度の変更以来10年近くこの計画の見直しが行われておらず、農業情勢も顕著に変化していることを踏まえ、本町では、北広島町農業振興プランを平成27年2月に作成したところであります。この北広島町農業振興プランを具体的に推進するため、本年度、北広島

町農業技術部会において特別部会を設け、関係機関と協議を開始したところでございます。基本的な考え方としては、トマト、ミニトマト、軟弱野菜、キャベツなどの園芸振興品目の既存産地をさらに強化していく中で、この芸北広域営農団地農道を利用した新たな流通経路、集出荷施設等について検討していくこととしております。JAが推進してます町内各地での園芸作物等の生産拡大と連携しながら、本町の園芸作物等の産地強化を図る中で、この広域農道という効率的な物流ルートを活用した合理的、効果的な集荷、流通、販売体制の確立、近代化施設整備についての検討をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 浜田議員。

○11番（浜田芳晴） 私も集荷センターは賛成のほうであります。今、JAは市農協と北部農協ということになっておりますが、ここ何年か後に県内一農協を目指して、もう計画が前に進んでおります。ということになりませば、農林課長が言うたように、トマトの大玉トマト、千代田を中心にしたミニトマト、軟弱野菜、これらを一元集荷して、どこかというのは今から候補地を選定すればいいわけで、もう市農協とか北部農協とかいうようなことは、要は私がいう、次世代を考えたときに、もう農協は一農協になっていくものだということを前提に置いて、このことを進めていっていただきたい。今、芸北の大玉のトマトが売り上げが約1億、千代田のミニトマトが約1億、そのほかのものがそれに準じて売り上げがあるわけでございますが、芸北の選果場においても、量が少ないときには、昼には選果が終わってしまうと。このような状況じゃコストが高くつく。要するに農協の手数料とか市場の手数料とか、選果場の手数料取られたら、30%は取られると。ここらあたりを農家が手取りが少しでもよくなるような方法においての選果場をつくる必要があろう思う。ここらをしっかり考えて、ただ附帯事業があるけん、国の金が入ってくるんで、これで選果場つくつとくのよううんでない、農林課長が言うたように、産地拡大を図りながら、それから選果場においても、一日ぐらいいは選果がいろんな商品が出てくればできるというような体制をとってコストを下げっていくということを考えながら、それから、当然ここをやっていこうと思ったら、それぞれの生産者に意見を伺って、どのような方法がいいのかということをお願いしながら、机上の空想論で絵を描かんようにしていただきたいと思っております。ここらあたりの答弁をいただいて、次に入りたいと思っております。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 町の農業振興を図っていく上で、生産者との協議が第一義だと思います。JAとも協議を重ねまして、この事業がスムーズに進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（加計雅章） 浜田議員。

○11番（浜田芳晴） そういうことを期待して、次に入ります。観光協会の豊平支部の総会をやったときに、会員の中から、町の花であるササユリ、これを保護することと増殖することをやってはどうかと。2点目に、花を利用した観光事業に打って出てはどうかという意見が出ました。担当の職員に、町のほうに、このことについて打診をしとくようにと申しておいたら、事務局が打診をしたところ、結果として、どちらも前向きに取り組んでいくという回答書があったように思います。取り組んでいくということまではわかったわけですが、どのような取り組みをしていくのかということをきょうは伺ってみたいと思っております。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） では生涯学習課から、保護、保全と増殖に向けての取り組みにつ

いて回答させていただきます。議員おっしゃいましたように、本年6月に観光協会豊平支部より、まちづくり意見箱に、ササユリにとってどのような環境が最適なのか、それから年々自生地が減っているように思うので、保全についての勉強会を開催してほしいとのご意見が寄せられ、お答えしたところです。ササユリは山地の草原や林辺などに生育いたします。林内にも生育いたしますが、花をつけた個体はほとんど見られません。かつては山林は適切な間伐が施され、燃料や肥料の採取地として活用されていたため、林床に光が差し込み、花をつけておりました。草原は減少しましたが、里山の間伐や下草刈りなどの整備をすると再び花が見られるようになります。また、町花を保全し、増殖を図っていくため、こうしたノウハウをきたひろネットで周知したり、昨年度、各地域で実施し好評を博したエコ・カフェで取り上げようと考えております。その上で、町民参加のもと、試験区域を設定し、増殖の取り組みができないか検討してまいります。以上でございます。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 商工観光課のほうから花を利用した観光事業への取り組みについて答弁申し上げます。町といたしましても、花は集客力のある観光資源として認識しております。北広島町観光プロモーション実行委員会で制作しております観光情報誌きたひろドライブにおいても、花めぐりのページを設けて、桜、菜の花、ショウブ、カキツバタなどを見ることのできる場所や時期の情報提供を行っているところでございます。そのほか、地元の皆様方から情報提供を得ながら、観光協会のホームページ、フェイスブックなどで季節に応じてタイムリーな開花情報をお伝えしております。今後も積極的に情報発信を行い、誘客促進を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 浜田議員。

○11番（浜田芳晴） ササユリというのは、我々が小さいころにどこにでもあったように思うわけですが、芸北地方には多く残っておりますが、南のほうへ行くほどなかなかないように思っております。せっかく町の花になったんで、何らかの方法で増殖をして、ふるさとに返していくという運動、まだ計画が前へ進んでおらんようですが、私も一旦聞いた以上は、名刺にもササユリをデザインに書いとるぐらいでございますので、ササユリが好きな方がどこおられるかというぐらいはわしも割方把握してるんで、その方らに相談をしたところ、静岡県の方にササユリを3万球ぐらい植えたところがあります。ここへ熱心な方が電話したら、増殖することを教えてやるから、つろうてこいと言うてもらっておるらしくあります。来年は、いつかわかりませんが、既に7、8人はつろうて、習いに行こうと言うてくれる方もおられます。やっぱり生涯学習課の方も、ここらの意見も参考に取り入れながら計画を進めていってほしいと思います。ついでに、私がササユリを名刺に書いておるぐらいでありますので、山野草という一つのくくりで考えたときに、やっぱり山野草のファンというのは、この町内にも多くおられます。それからやはり自然館で絶滅していくものを絶滅ささんようにするという運動もやられております。これの中にあるものもないものもありますが、山野草でくったときには、大朝の寒曳山にヒメシャガというのが昔はあったそうでございます。私がまだ合併するまでに大朝のほうのあるお年寄りが庭のほうに多く植えられておったのを記憶しておりますが、それから訪ねていっておりませんので、どうなったかということは把握しておりませんが、やはりそのものとか、私が小さいころに野のほうにオキナ草というのが随分あったように思います。雲月の近くの野のほうに多少残っております。それとかゴルフ場の開発地、豊平のどんぐり村の開

発地、その谷間の沼地にサギ草とかトキ草とかいうのがありますが、これもほとんど見かける姿がなくなりました。ここらあたりもひっくるめて、生涯学習課のほうで何とか総合的にふやす方法、それからまたこのものが見られるようなところをつくっていくというようなことへ取り組んでいただけたらどうかと思いますが、このことについて先に伺います。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 一昨年度でしたか、北広島町の自然という調査、町内の動植物に関する調査の報告書を出させていただきました。ですけれども、これもとても町域全部を網羅して集めたものではございません。今現在、自然館が教育委員会がチラシをつくりまして、協力をお願いしているところなんですけれども、町内で珍しい動植物を見られたら、それは携帯電話とかスマートフォンで撮っていただいて、それを指定の宛て先にメールで送っていただきますと、位置情報でわかって、どこにどういうものがあるというふうなことができます。今、そういうチラシもお配りをしているところなんですけれども、まだまだ町民の皆様にもそういうご協力いただきながら調査をし、その上で適切ないろんな動植物の保護増殖というのが図っていければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 浜田議員。

○11番（浜田芳晴） 今の項目に関連をしておりますが、中国新聞を時々読みよつたら、絶滅危惧種の状況のページが年に二、三遍出てきます。私もこのことへ関心を持つとるんで、宮島にミヤジマトンボが生息しとるそうでございます。私も見にいったことはないですが、写真で見たら、イノシシが出るんで、イノシシの垣をしたりして保護をしているようでございますが、これが1カ所だから、これが1カ所が絶滅したら、これ絶対絶滅するというところで、今どういう運動が起こっているかというたら、その近辺にそれと同じような環境づくりをして、そこへ2カ所か3カ所生息さしとくと。このことやらなかったら、絶滅危惧種というのは、1カ所だけしかないようなものというのは、そこがだめになったら絶対絶滅してしまうという、こういうような運動も起こってくるんで、私もできるだけ、このことについては勉強してみたいと思いますが、生涯学習課のほうも、このことについてしっかり勉強していただきたいと思っております。していただくということで回答はよろしゅうあります。次に、花を観光に利用するというところで、私も観光協会へ属しておりますので、先ほど課長が答弁されたような案件のものについては、私もそれなりに目を通しております。ちょっと私が今回提案をしたいのは、違う角度から花を捉えていってほしいと思う。というのが、庄原に家の前の庭とか裏山のほうに花を植えたりして、飾ったものを人様に見ていただく、やっぱりきれいにしたものというものは人に見てほしいという心理が働くんだらうと思う。そこで、6年前に佐藤さんという方がオープンガーデンというのをやっておられます。私もこの春、好きな方と見学行ってきましたが、やはり最初は小さな規模であったようですが、6年たったら、かなりの賛同者、やっぱり見てほしいという方が寄り集まって、要は、私が言いたいのは、花を観光事業にするときに、何らかの形を提案して、この指にたかれと、たかった人で、そのものを進めていくというようなことを一つ企画されたらどうだろうかというのをまず提案してみたいんで、そのことについてお答えをしていただきたいと思っております。このことが、やはり見てもらうだけで経済効果というのはなかなか起こらんとするわけですが、このできたマップを見てみたら、オープンガーデンに賛同される飲食関係の方がこの地図に書いてある。賛同せんところまでは書いてない。あれは、あるものを皆拾って書いてないです。要は、花は見えていただきたい、それから、このことに賛同する業者、

要するにそういうような形で、この指たかれで物事を進めていく、要するに人が人を考えて物事を進めていく、それを商工観光課はフォローしていく、こういうような形のものを考えていただけたらどうだろうかということで、一つ提案してみますが、どうぞごめいしょうか。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 庄原市の事例、それから具体的には、そういったオープンガーデンでかなり観光客が来るといふふうなお話は聞いております。全国的に見ても、長野県の小布施あたりもそういった形で観光客を誘客を進めていると、実績を上げていっているといふふうなことを聞いております。今後、今年度、今作成をしております観光まちづくり計画の中で、そういった事業についても具体的な計画として盛り込んでいければというふうに思いますし、今後、あわせて観光事業者、観光協会、それから商工会の方等々と協議を進めまして、取り組みについて検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（加計雅章） これで浜田議員の質問を終わります。次に、10番、伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 10番、伊藤です。大綱2点について質問いたします。最初に、わさ環境公園について質問いたします。このわさ環境公園は、広島県立農業試験場高冷地市場として、昭和26年に設立され、平成15年3月の廃止まで、大朝の試験場として旧町民に親しまれてきました。その後、県から町に譲渡され、合併後、わさ環境農業公園施設として活用され、現在に至っております。本町の28年度主要施策、また平成27年度の主要施策とほぼ同様ですが、北広島町の地域新エネルギービジョンの基本理念であるエコエネルギータウン広島の実現と北広島町次世代エネルギーパークの整備に向けて、環境保全、環境啓発、環境教育の各分野での施策の展開をするとありますが、まずお聞きします。各分野での施策の展開の内容はどうなっているかお尋ねします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 環境保全、環境啓発、環境教育の各分野での施策の展開の内容につきまして、町民課からご答弁申し上げます。現在取り組んでおります事業といたしましては、一般家庭から排出されますごみの削減と、再資源化を目的とした資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動助成事業、また、豊かな森林資源を木質燃料として活用することで、環境保全に対する意識の高揚を図るための薪ストーブ購入補助事業、そして、これは大朝支所提案型事業になりますが、わさ環境農業公園運営協議会の構成員でありますNPO法人INEOASAに委託し、町内にあります太陽光発電、小水力発電施設の視察や木質バイオマス熱利用等を利用した取り組みの紹介など、次世代エネルギーを肌で体験学習できるエコツアー事業を試行という形で実施し、環境啓発、環境教育活動の実証を行っているところでございます。以上です。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） いろいろんな啓発活動されているところでありますが、わさ環境公園についてお尋ねするわけで、まず、今までわさ環境公園に設置されている軽油代替燃料のBDFを精製するプラント導入補助、あるいは合併後、遠心分離機等の補助制度はありまして、つくったわけですが、こうした啓発活動にNPO法人を中心に行ったところでありますが、これ以降、あまりそうしたところに町としての支援というか、あまり向けていないような感じがいたします。こうしたことは、先ほど申しましたように、このわさ環境公園は、我々の大朝地区にとっては非常に親しまれたところでありまして、このまま放置すると廃墟になるんじゃないか

ろうかという懸念すらいたしておる次第であります。今後、本町として、この施設をどのように活用されるおつもりか、お尋ねします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 平成27年度、先ほど申しました大朝支所提案型事業としまして、管理棟をわさ環境農業公園のセンターハウスとして位置づけて、この施設改修を行ったところでございます。今後、環境分野での活用としましては、環境保全のための展示や情報発信、環境啓発のためのエコツーリズムの受け入れ施設、そして環境教育のためのエコスクールを開催する場として利用したいと考えております。農業分野など他の活用につきましては、わさ環境農業公園運営協議会を初めとした関係者の皆様の幅広い意見を伺いながら、あるべき方向を見出し、有効活用していただければと思っております。以上です。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 今答弁いただいたわけですが、それは主体になるのは町がやるんですか、それとも、そこにおる今までの運営委員会のメンバーがやるんですか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 町と、先ほど申しました運営協議会と一緒にやっていきたいということで、決して町が知らないということではなくて、一緒に共同でやっていけるものと考えております。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） そう言われるということはよくわかるんですが、今までそうした活動がなされてなかったわけですよ、本気で。今言われることがなされとったら、こういう質問はせんでいいわけなんです。地元のNPO法人ともいろいろ話するんですけども、そうした協議会なるものが合併当初は何度か行われたみたいですけども、最初、予算づけはされとったけども、協議会されてなかった。ここ近年全くそうした動きが見られない。今後そうした会議は開催される予定はおありになるのかお聞きします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 今議員がおっしゃいました会議というのが、どういった会議かというのが、ちょっと承知できないんですけども、もし新エネルギー関係での会議、北広島町におきます地域新エネルギービジョンの策定委員会というのがございました。この委員会は、平成19年2月に策定しております北広島町地域新エネルギービジョンを作成するために設置された委員会としまして、委員の任期は、平成19年3月31日をもって終了してございまして、現在委員会は組織されていないという状況でございます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） その策定委員会というのは今言われたとおりです。その後、推進協議会なる協議会があったはずですよ。あったんですよ。そこを今後、そうした定期的に関るとか、そういうふうにしていかないと、今いい答弁されたわけですよ、いろいろやって、NPOとの協議会なりなんなりを推進するというふうに言われたわけなんで、そうした会合を定期的に関われる思いはあるかどうかということをお聞きしています。

○議長（加計雅章） 大朝支所長。

○大朝支所長（清水繁昭） 現在では、わさ環境農業公園の運営協議会という形で、今年度、春先

でございますけれども、総会をやっておりますし、運営協議会の中から、全員ではございませんけれども、この施設をいかに有効に利用していくかという会議は数回開催をしております。以上です。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 数回開催されたということですが、もっともっと密に開催されることを期待しております。そして、次に、プラントが置かれとる管理棟と、それと最も重要などうか事務所的な管理棟と、それからイベント用具の倉庫が大きなのが3棟あります。それが一応年数もたち、ある意味老朽化が進んでいるように思えるわけです。ただ、その管理棟とプラント設置の棟は、年数はたつとるとはいえ、かなり頑丈なものではありますが、今後の活用方法はどのようになされるのか、お尋ねします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 管理棟とプラント設置棟のことについてでございますが、管理棟につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、わさ環境農業公園のセンターハウスとして位置づけておりますので、その役割が果たせるよう、会議室とトイレの改修工事を行っております。プラント設置棟につきましては、回収した廃食油を再生するBDF精製機が納まっておりますので、今後、エコツアー等の視察者に対応すべく、必要に応じて老朽箇所等の修繕をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 大朝支所長。

○大朝支所長（清水繁昭） 管理棟、プラント設置棟につきましては町民課からご答弁させていただきましたので、大朝支所からは、イベント用具の倉庫についてお答えさせていただきたいと思っております。こちらにつきましても若干老朽化が進んでおるようでございますけれども、まだ、大規模等の改修等については必要はないとは考えております。エコ修繕等必要な場合は、企画課と随時協議し、実施をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 使われるというふうに言われたわけで、特にプラントの機械、だましまし使っているわけです、今。このプラントの購入は、旧町時代に約700万円で購入したわけです。その内訳を言いますと、多少かかわっていたので言いますと、まず、民間というか一般の方からのご寄附が400万円、それから国からの補助金が200万円、そして町からが100万円というような予算組みで購入され、そのときの大々的に導入の式典といいますか、そういうこともやった覚えがあります。そしてまた、先ほども言った遠心分離機などを購入して、充実したプラントとして広く、全国といってもいいぐらいから視察、あるいは研修に来られたという時期もあったわけです。ただ、今思い起こすと、本当に懐かしいなというぐらい、非常に寂しくなっております。これはただ単にNPOだけが悪いだけでなく、また町が悪いだけでなく、自然の成り行きかもわかりませんが、町からの支援がないとやっていけないというのが現状ではなかろうか。今言われたのは、果たして修繕しながらやっていくと言われたけど、本当に修繕する意思があるのかどうか、ちょっと非常に疑問なんです。だったら、今やってもいいわけなんです。そうして、支援がなかったら、それに携わる人たちも、もういいんではないかというぐらい落ち込んでいるというか、そういうこともあり得るんで、そうしたものはっきりしていったほうがいいんじゃないかなと思うわけです。そこら辺はどのように思われますか。本気で、やりますというふうに言われたんだけど、非常に疑問符がつくんで

す。ちょっともう一度答弁願います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） NPO法人さんのほうに活動していただいている、今のBDFのことでございますが、町としても、BDFに対しましては、できることは支援、こういった形になるかわかりませんが、そういった支援は検討してまいりたいというふうに思っておりますので、また、これもNPO法人さんとも一緒に話をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 前向きな姿勢で臨まれることを願います。それで、いろいろわさ環境公園に対するいろんな提案がなされてきたわけですが、それに対して、町としてどのように対処というか、検討されてきたのか。あるいは町としてのわさ環境公園の使用する計画案はあるのかお尋ねします。

○議長（加計雅章） 大朝支所長。

○大朝支所長（清水繁昭） これまで町のほうにNPO法人等からご提案をいただいた件でございますけれども、まず、特産品の開発のための加工場でありますとか、障害者の作業所施設、ジビエの加工施設等についてのご提案をいただいております。それについて町のほうで検討させていただきまして、ご回答させていただいております。また、町としてのわさ環境農業公園と周辺施設の利用については、具体的な計画はまだ持っておりません。以上です。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 特産品加工施設、障害者の授産施設、あるいはジビエの加工施設について、回答したと言われたわけですが、その回答の内容ですよね。どのような回答されたんかをお聞かせください。

○議長（加計雅章） 大朝支所長。

○大朝支所長（清水繁昭） 先ほど出てまいりました特産品開発施設でございますけれども、こちらにつきましては、NPO法人のほうから、わさ環境農業公園のセンターハウスの空きスペースを利用して乳製品や果実酒などの製造を行ってほしいというご提案をいただいております。これにつきましては、町内部で検討行いまして、この施設を利用して、6次産業化に向けての取り組みについては了承した旨をお伝えをしております。あわせてお伝えしましたのが、町の財源負担につきましては困難な状況であるため、国の補助金と融資等により賄っていただきたいというようなお話をさせていただいております。それと続きまして、障害者の授産施設、作業施設でございますけれども、こちらについても、NPO法人からご提案をいただいておりますけれども、大朝地域に障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業所がないため、ご本人、保護者の方にご負担がかかっているということは承知しております。国補助金の制度もございまして、厚生労働省によると、現在は新規採択が極めて困難な状況であるというふうに聞いております。また、施設の基準を満たすためには、大規模な改修が必要となります。また、福祉職員の配置、作業スペースの確保など、あるいは実施主体の選定など非常に困難であることを説明をしております。これについては、NPO法人のほうからは、大がかりな障害者施設は考えておらず、6次産業化とあわせて、小規模なものから検討を今しているというようなことをお聞きしております。もう1点のジビエの加工施設でございます。こちらにもNPO法人のほうからご提案をいただいた件でございますけれども、こちらにもセンターハウスの空きスペース

スを利用して、ジビエ加工を行うというものでございますけれども、商品化には鮮度を保つことが非常に重要となります。この施設の場合、短時間輸送の可能性及び大朝地域の捕獲頭数の町内の割合は、平成26年度でいいますと、イノシシが約22%、シカが0.6%と少ないため、ジビエ施設としては適切でないというふうに判断をしております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 特産品開発、障害者の授産施設、ジビエ加工施設、ジビエ加工施設に関しては、その場所は、果たして適切かどうかは疑問に思うんです。といいますのも、民家が近くに点在しておる、それと小学校、中学校がある。そして、その奥には墓所が100基まではないと思いますが、50基ぐらいありますし、またその奥には隣接する酪農家の方が土地を購入されているところもあるというのがあるので、そうした施設はあまり適切ではないのではなかろうかと。ジビエ加工施設をするんなら、もうちょっとまだ適切な場所があるのではなかろうかと。そして特産品開発、そして障害者の授産施設の整備ということになるわけですが、先ほど答弁されたように、国の補助金、交付金制度を利用したらどうかという答弁がありました。この国の補助金とか交付金というのは、直接民間団体にはおられないわけなんですよ。要するに北広島町でいうと、北広島町に対しておられるわけですが。その町の姿勢が前向きであるかないか、よく見きわめる必要があるんですよ。あまり前向きでないところに交付金はまずおられないということがいえると思うんです。今の段階で言うと、また昔に戻るわけですが、エネルギー百選にも選ばれたという経緯もあります。それから見ると、大変にそうしたものに対して後退しているのではなかろうかと思うわけですが、今から新しくわさ環境農業公園を再出発させようと思うと、町の姿勢が一番重要視されるわけですが。そこをどのように思われているのか、支所提案型で済まされる問題ではないのではなかろうかと思うわけですが。支所にどれだけ、すばらしい人材はおるんですけども、そこで交付金なりなんなりを受け付けるというようなことはあり得んわけで、町の姿勢ですね、町長。これはどのようにお考えなのか、今の段階でよろしいわけですが、答弁願えればお願いします。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） まず初めに、こういった新エネルギーに対しての町の取り組みでありますけれども、これは今後、地域の活性化を図っていく上でも、こうした新エネルギーについては大切に進めていかなければならないものだと思っております。先ほど来、ちょっと話がありましたが、BDFの関係については、私もこれはすばらしい事業だというふうに当初から私も少しかかわっておりましたので、そういうふうな思いを持っておりますけれども、国の揮発油等の品質の確保等に関する法律の改正が平成19年に行われたんですが、この影響だというふうに認識はしておるんですけども、もっと大きなプラントで均一な品質の製品をつくらなくなかなか使えない。これ以前はBDFを何%か軽油にまぜて使えるというような状況がありましたけれども、なかなか売買はしにくいということで、今でもスクールバス、それだけ使ってるんじゃないかというふうに思いますけれども、新しいディーゼルのエンジンではもう使えないというような状況もありますし、BDFを精製してもなかなか使い道そのものが縮小してきたというところがあって、なかなかこの事業が前に進んでないという部分があります。私もこれ期待をしただけに残念なんでありまして、うまい使い方がもし見出せば、もっと拡大はしていけるんじゃないかというふうに思っております。それから特産品の部分でありますけれども、当然こういったことも積極的に進めていきたいというふうに思いますけれども、国の補助金、町が窓

口になってやらせてもらうということでやっていけばいいと思いますが、運営とか、そういったものについては、やはりその地域の中で、民間で自主的にある程度やっていただくということが原則になってくるんじゃないかというふうに思っております。そうした意味では、一緒に検討しながら進めさせていただければと思います。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） プラントのことは、いろんな諸条件も加わって、今からやるにしたら、ちょっと規格に合わないというふうな答弁のように受けとめました。ということは、廃止というか、そういうふうにもとれるようになるわけですが、今から様子見ということにしておきます。それから、そうした民間との運営を協議しながらやっていくというふうに言われたわけですが、指定管理者制度の導入ということがあるんですよね。こういうことになると。それは経営とか云々は抜きにして。まだそこまで指定管理導入まで至ってないということになればあれですが、そうした指定管理者制度はなり得るのか、導入し得るのかどうか、答弁よろしくお願いします。

○議長（加計雅章） 大朝支所長。

○大朝支所長（清水繁昭） 指定管理者制度ですけれども、現在この施設、普通財産になっております。その段階では指定管理ということは難しいかと思われましても、今後、この施設を有効利用するための一つの手法としましては指定管理者制度ということも考えられるのではないかとこのふうには考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） その一つの手法として、この施設が充実した施設になり得るためにも指定管理者制度の導入は考えていかななくてはならないと。それから、あまりこればかり時間とつてもいけないんですが、ずっと言ってる、加計山麓の整備ですよ。一般質問でもいろいろ観光関係、観光に力を入れろとかいうふうなあれもありますが、私もそういうふうに思うわけです。生物多様性のこともあるし、学芸員等にお聞きすると、加計山麓にはいろんな生物、珍しい生物も生息しとると。これをないがしろにすることは、二百町歩からあるわけですから、できないという観点から、作業道といいますか、そんな大きな道路じゃなしに歩道、遊歩道的な整備なりなんなりをされる予定があるのか。そうした中で、今、イベントの用具、それが入れている倉庫とかを、あの倉庫は見方によたら非常におもしろい倉庫らしいので、山ガールとか、今、いろんな登山ブームでもあるわけで、そして北広島町にはそれぞれ登りたい山がいっぱいあります。そういった拠点になるところとして、遊歩道の整備、あるいはその倉庫の整備なりして客を呼べることも考えられるわけなんです。そこら辺のその隣には七塚原古墳群といって古墳群があるわけです。何回か見にいったわけですが、そうした部分もあるので、新しい視点から開発されることは考えられるかどうかお尋ねします。

○議長（加計雅章） 大朝支所長。

○大朝支所長（清水繁昭） 遊歩道の整備につきましては、現在のところはまだ考えてはおりませんけれども、加計山麓の開発とあわせて、今後に向けた大きな課題であるというふうには認識しております。また、先ほど作業道というお話がありましたけれども、既設の作業道につきましては、過去に砕石などの原材料の支給を実施させてもらっております。今後も地元などからのご要望がありますれば原材料の支給を行う予定にはしております。以上です。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

- 10番（伊藤久幸） ぜひとも目に見える開発というものを手がけていただきたいと思います。それから前にも申し上げましたが、町長、がんの最先端治療施設の誘致ということですが、以前にもお聞きしたことがあります、今はどのようになっているのか、また誘致が進んでいるのかお尋ねします。
- 議長（加計雅章） 町長。
- 町長（箕野博司） 過去においては、そういった若干引き合いもありましたが、現在のところ、その話はなくなったというふうに認識をしております。
- 議長（加計雅章） 伊藤議員。
- 10番（伊藤久幸） 多少期待しておったわけですが、ちょっと残念に思います。それでは2点目の質問に入ります。鳥獣被害防止総合対策交付金制度の導入についてお尋ねします。野生鳥獣被害の深刻化、広域化に対応するため、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止のための取り組みや施設の整備、ジビエ活用の取り組み等を支援する制度で、国の28年度予算概算決算額が95億円となっております。その背景として、野生鳥獣の増加、拡大により経済的被害のみならず、営農、林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林生物多様性の損失や土壌流出等の一因になっており、シカ、イノシシ、サルの生息数の半減の目標達成に向け、地域の実情に応じた対策が不可欠になっていきます。また、ハード事業として、侵入の防止の柵等の被害防止施設、処理加工施設、これはジビエですね。交付金制度があります。この補助率が2分の1以内ということになっていきますが、まず、本町の取り組みはどのようになっているのか、お尋ねします。
- 議長（加計雅章） 農林課長。
- 農林課長（藤浦直人） 国の鳥獣被害防止総合対策交付金に係っての本町の取り組みの状況でございます。ご質問の侵入防止柵への交付金については、個人設置のものに対するものではなく、集落を単位としたような大規模なものが対象で、補助率は資材費相当分の100分の55でございます。交付の要件としては、集落の合意形成が得られ、該当地域の被害実態の調査や設置に係る費用対効果等の算定が必要となっております。単年度での実施は困難なため、本町では取り組みを現在行っておりません。続いて、処理加工施設整備に関してでございます。これについては、先進地の視察を行っております。課題点などを整理しております。施設の設置場所や方法、原料の安定供給、加工処理、消費先等の多くの課題があります。猟友会などの関係者の意見を聞きながら、現在進めております。それともう1点、この国の鳥獣被害防止総合対策交付金の取り組みについてですが、本年度、北広島町有害鳥獣捕獲対策協議会が捕獲機材、箱おりでございますが、導入に対する財源として本年度予算化し、導入に向けて、現在事務を進めている段階でございます。以上です。
- 議長（加計雅章） 伊藤議員。
- 10番（伊藤久幸） 導入に向けて準備を進めていると言われたんで、少しは安心しとるわけですが、ジビエですよ。ただ単に食肉加工施設じゃないわけですよ。国の施策というのは、全国的に場所の確保の需要拡大、あるいは捕獲者から事業者までの関係者の一体となった普及啓発活動や情報共有体制の構築ということになって、その捕獲した、北広島町で26年度あたり、シカあるいはイノシシ約1500頭ぐらいですか、そのほんの1%か2%が食用になる程度ではなかろうかと思うわけです。それを何ぼか10%か15%ぐらい、あるいは20%、30%食用に回して北広島町の特産品というか、肉として町外に売るというのも一つの目的であ

ろうかと思うわけで、ぜひとも前向きに検討していただきたい。それから、捕獲に対して、今まで町では7000円の捕獲経費が出ていたわけですが、この制度を導入すると、捕獲1頭当たり8000円が上乗せされるという、単純にですよ。ということになるわけで、また邑南町の例を出していいのか悪いのかわかりませんが、私も邑南町へ行きまして、課長、担当課3人の方とお会いして、お話する中で、邑南町では農林課の課の職員全員が狩猟の免許を取得して、この制度導入にこぎつけたという事例もあるわけで、そこまでせえとは言わんけども、今まで導入されてなかったわけですね。この制度が導入されてないということは、何か原因があったんだろうとは思いますが、広島県で坂町と北広島町だけ導入されてなかったということはあるわけです。鳥獣被害対策実施隊の設置状況ということで、27年度10月現在。これは何か原因があったのかどうか、まず、お伺いします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 鳥獣被害の対策の実施隊の設置についてのご質問でございます。鳥獣被害対策実施隊は、鳥獣被害防止特別措置法に基づいて設置することが可能でございます。本町では、各単位猟友会から推薦を受けた61名の方に現在有害鳥獣捕獲班としての捕獲を活動していただいております。実施隊設置については、猟友会、捕獲班との意見調整を行い、検討を行います。それと、設置していない理由のご質問でございます。一番考えられるのは、人選の調整、特に地元猟友会との調整が難航するのではないかとというのが考えられます。先ほども申しましたように、現在猟友会から推薦いただいて61名の捕獲班員が町内におります。もし、現捕獲班員に実施隊をお願いするとなりますと、その班員以外の方にも猟友会の方がおられ、その方々との不公平感が生じると思われます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 不公平感言われたんですけど、私、説明受けた中では、猟友会全員の方、あるいは捕獲班の方それぞれがイノシシなりシカなりを捕獲したら、それに対して全員に今の上乗せの8000円というのはおけるといふ制度じゃないわけですね。違う。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） この実施隊と国が進めてます上乗せの捕獲活動経費、直接支援の8000円については別個のものとして考えていただければと思います。例えば、この8000円の上乗せについては、県内調べたところ3市1町が実施しております。その中で、一つの町なんですけど、その町では、実施隊は組織はしておりますけど、3市1町だけの取り組みとなっておりますので、実施隊を設置したら、この捕獲活動経費が直接もらえるかどうかというのは、まだ確定ではないと思っております。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） はっきりした答弁いただきたいので、私も勉強しますが、課長もしっかり勉強していただいて、私は、私の聞いた範囲内では、捕獲したら、それぞれの諸手続は要りますよ、写真撮ったり云々というのは要りますけども、猟友会のメンバーでも捕獲班でもそうした制度に乗られるというふうにお聞きしております。それで、イノシシ、シカが主体ですけど、中には、芸北はサル被害も出てきたというふうには伺っておりますが、イノシシ、シカ、先ほども言いましたが、1500頭ぐらい捕獲されるわけですね。27年度はもっと増えとらんかな。数はお知らせできれば知らせていただいてもいいわけですが、けども1頭につき2つ合わせると1万5000円の捕獲の経費をもらえるといひますか、交付されるということに

なれば、かなり捕獲に対して、多少なりともやってやろうという意欲が生まれるのではなからうかと思うわけで、ぜひともこの制度を研究して、そして猟友会、あるいは捕獲班の皆さんの中には、いろいろ誤解されとる面が多分にあるんですよ。この制度に入るといろんな制約が生まれるんじゃないかろうかと、それからいろんな義務が生まれるんじゃないかろうかというようなことを懸念される方も結構いらっしゃるように思われます。そうした部分も払拭する意味で、説明責任というものを農林課に期待するところではありますが、どのようにお考えですか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） この捕獲活動経費の直接支援についてと実施隊の組織設置についてでございます。農林課としても、各単位猟友会での説明を果たしてまいります。相談させていただいて、設置できるものは設置し、交付できるものは交付するように取り組んでまいります。以上です。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 最後に、やっぱり町長にお聞きしたいんですよ、安心するために。鳥獣被害防止総合対策交付金制度の導入について、町長のお考えはどうか、お聞きいたします。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） この鳥獣害については、本町の大きな課題でもあるというふうに思っておりますので、この解決に向けていろんな取り組みをしていかなければならないと考えております。議員の提案いただきましたこの仕組みも一つの方法だというふうに考えております。ただ、制約等も先ほど少し言われましたが、こういうところをクリアしなければならないという面も若干はあるようでありまして、そこらももう少し状況を研究させていただいて、導入を検討していきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 最後になりますが、これは8月の新聞ですかね。川戸地区にクマが出たというのがありました。その新聞の中に、クマ目撃、既に92件、最多ペースとありますので、猟友会の皆様方、また大変だろうとは思いますが、町の支援も必要であります。ぜひとも、この制度導入に向けて研究していただき、速やかな導入を図られることを期待して、私の質問は終わります。以上でございます。

○議長（加計雅章） これで伊藤議員の質問を終わります。暫時休憩をいたします。1時30分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 28分 休憩

午後 1時 30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。次に、14番、田村議員。

○14番（田村忠紘） 田村忠紘でございます。テングシデを生かしたまちづくりをテーマに幾つ

か質問をさせていただきます。まず、最初にお手元にお配りをさせていただいておりますテングシデの写真であります。これはちょっと古くて恐縮なんです。今年の5月7日の産経新聞の全国版に載った写真であります。原版はこれです。これほど大きく掲載されたわけです。それでは本題に入らせていただきます。北広島町田原地区に群生をしておりますテングシデを活かした観光の発展を図っていく上で、どのような課題があって、その対策はどのようにすればいいのかを質問をいたします。テングシデは、イヌシデの一種で、曲がりくねり、枝がしなだれた特徴的な形は突然変異であると言われておりますが、通常、突然変異で生まれたものは一代限りであって遺伝はしないとされておりますが、テングシデの形質は代々受け継がれ、群落を形成するまでの広がりを見せております。学術的にも貴重で、平成12年には国の天然記念物に指定されております。インターネットで、テングシデを検索いたしますと、13ページの10段、ざっと130項目のものが載っております。押しなべて学術的文化財、そして観光資源として貴重なものであることを述べております。特に印象深いのは、曲がりくねった形態は病的なものではなく、健全で、その形質を固定したもので、世界中でここだけと堀川芳雄博士は、広島県史跡名勝天然記念物調査報告書で述べておられます。ネットの普及によって、多くの方がテングシデの存在を知るところとなり、訪れる人が年々増加しているものと思われ。私は道路沿いに職場を持っているため、よくテングシデへ行く道順を聞かれます。丁寧に教えてあげるように心がけておりますが、道順の案内が少ないことの苦情を聞くことが多いです。観光マップは持っておられても、なかなか現場と一致しないようであります。せっかく有しておる貴重な観光資源なので、できるだけ多くの観光客を誘致していきたいのですが、商工観光課においては、その意気込みと課題と対策についてどのようにお考えか、まずお答えをいただきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 大朝のテングシデ群落につきましては、珍しい樹形をしており、世界にこの地にだけ自生する貴重な樹木として国の天然記念物に指定され、また、町の町木にも指定しており、北広島にとって誇るべき観光資源の一つであります。テングシデは多くの写真や絵画のモチーフに採用され、その四季折々の景観は何度も訪れてみたくなる魅力があり、テングシデを多くの方に知っていただき、今以上に訪れる方が増えるよう、関係機関と連携いたしまして、情報発信に力を入れてまいりたいと思っております。課題といたしましては、周辺観光施設も含めて周遊をしていただき、滞在時間を増やし、観光消費を伴うコースの提案を行う必要があると考えております。現在策定を進めております観光まちづくり計画の中でも具体的な活用施策について協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（加計雅章） 田村議員。

○14番（田村忠紘） 案内板が少ないということについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 観光案内板の必要性及び設置箇所については、地元関係者と今後協議しまして進めてまいりたいと思っております。

○議長（加計雅章） 田村議員。

○14番（田村忠紘） わかりました。それから町のホームページを見たところ、このテングシデに関する掲載が非常に少ないと正直に思いました。探し方が悪かったのかどうか分かりませんが、非常に少ないということで、今後どのようにして、これを啓蒙していくかということであ

りますが、就任間もない課長にちょっと酷かもわかりませんが、これからどのようにして啓蒙、啓発をしていくお考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 町の観光協会のホームページに掲載が少ないということですが、他の施設と比較して、特に少ないというふうには思っておりません。もっともっと必要があるようであれば、今後皆さんの意見を聞きながら、関係者と協議をし、ホームページのテングシデ部分についての充実を図ってまいりたいと思います。

○議長（加計雅章） 田村議員。

○14番（田村忠紘） 私は町のホームページを見たので少なかつたかわかりませんが、今おっしゃったのは、観光協会のホームページのようであります。町のほうへは、これからどうこうするというお気持ちはありませんか。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 観光のページにつきましては、基本的に観光協会のホームページにリンクを張らせていただいております。町があり、観光協会がありということであれば、非常に複雑になりますので、観光については、町のほうからリンクページを張らせていただいております。

○議長（加計雅章） 田村議員。

○14番（田村忠紘） それでは次にまいります。教育委員会にお伺いいたします。現場に着きまして、最初に目にする看板は、天狗の森平面図であります。既に腐食が始まっております、更新の必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 天狗の森平面図でございますけども、この看板は、広島県が行いました生活保全林整備事業の一環で設置をされたものでございます。ですけども、現在は町に移譲されておるようでございます。次に、もう一つの熊代山の生活環境保全林という、これにつきましては、今年から大朝支所が中心になって実施しておりますテングシデ指定地周辺整備地域活性化事業の中で、今後修繕ですとか、それから、この事業に合致した内容の板面の修正等を行って、活用できるものは活用していきたい。もし、非常にもう耐久性もないようであれば、またそこは改修も考えてやっていければというふうに考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 田村議員。

○14番（田村忠紘） その次にあります広島県の案内板が非常にサイズが大きくて読みやすいという案内板かと思いましたが、熊代山生活環境保全林とありまして、これはテングシデとは関係ないものであります。しかも、もう古いものでありまして、林地の表示は豊平町、芸北町と、旧町名のままであります。この看板は、この場所には必要ないと思いますが、県と協議をされてはいかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） この看板につきましても、先ほど申し上げましたとおり、同じく県が設置をして、既に町に移譲されておるものでございます。たちまち現場へ行きますと、芸北町、豊平町というふうにありますので、そこの部分に、町の部分にシールを貼りまして、豊平、芸北というふうに変更はいたしました。これも先ほどの天狗の森平面図と同様、今後のテングシデの事業の中で活用し、内容修正必要であれば行っていきたいというふうに考えてお

ります。以上でございます。

○議長（加計雅章） 田村議員。

○14番（田村忠紘） さらに進んで、一番奥に町教育委員会の手によって立てられております看板があります。その説明の最後に、北広島町教育委員会とあるべきところ、広島町教育委員会というふうに北が脱落をしております。これは恥ずかしい限りであります。早急に善処を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） これは切り文字で北広島町というふうにあったところなんですけども、恐らくいたずらか何かによって、北という字が剥がされたんだと思います。これにつきましても、先ほどの看板と同じく、直ちに修正を済ませております。北広島町教育委員会というふうに修正をいたしております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 田村議員。

○14番（田村忠紘） この一帯周辺を誰かが管理をしておらんといけんわけではありますが、現在どのような管理体制になっているのでしょうか。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 管理は地元の田原自治会、テングシデを守る会、あるいは田原老人クラブ等の協力のもと、北広島町教育委員会が行っております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 田村議員。

○14番（田村忠紘） 北広島町教育委員会が田原のいろんな団体に委託をしていると。こういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 幾つかありますけども、例えば駐車場のところにあるトイレは、地元の方に委託料をお支払いをお願いしていると。それから指定地の草刈り等につきましては、地元の老人クラブの皆様が毎年自主的にやっただいておりますので、それに対しまして、些少ではありますが、謝金をお出しをしているところでもあります。このテングシデにつきましては、平成23年度から広島新庄学園の中学校、高等学校がテングシデの研究というのに取り組んでおります。また、本年度からは大朝中学校で始めました夢プロジェクト事業として、大朝中学校は田原地区の先ほど申し上げました関係団体と一体になって、現場での草刈りや清掃作業に取り組むということになっております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 田村議員。

○14番（田村忠紘） 最終責任は、町にあるわけでありますので、管理をもう少し一元化して、常に監視をするというような方法に今後やり変えていただければというふうに思います。それでは次にまいります。次は建設課にお伺いいたします。志路原側からテングシデに行くには2本のルートがあります。県道志路原大朝線と町道志路原田原線であります。いずれも田原まで約3kmの山越え道路であります。まず、県道についてお伺いをいたします。2年か3年前、広島県西部建設事務所の職員さん2人、当時の豊平支所の支所長、志路原地区区長、それとコンサルタント会社と私と5者で、退避場所の場所選定のために現地へ赴き、一緒に調査をいたしました。調査の結果、五、六カ所の選定を終えて、当該年度で調査を済ませ、次年度に用地買収を済ませて工事に入るということを約束して別れたのでありますが、現在のところ何の動きも見られないのであります。その進捗状況をお聞きいたします。あわせて志路原側の改良が

中断したところから約100m大朝側に入った大口川に橋の建設を要望しておりますが、県は検討されたようなふうでしょうか、どうでしょうか。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 県道志路原大朝線の件でございますが、直接町の管理ではないので、県の安芸太田支所のほうへ問い合わせをいたしました。そういったことで回答させていただきたいと思います。一般県道志路原大朝線の退避所設置の進捗状況でございますが、退避所設置選定後、平成26年度に4カ所の設置計画の上、用地買収が既に済んでおります。また、そのうち2カ所につきましては、保安林の指定解除が必要となっております。本年度は2カ所の設置を予定しているということでございました。また、そのほか2カ所につきましては、必要性及び優先度により、実施に向けた検討をしておりますということでございました。それと、大口川の橋の件でございますが、この当路線につきましては、現在改良の予定がないということでございます。そのことから、建設の予定はありませんということでございます。退避所設置を優先して取り組んでまいりたいということでございます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 田村議員。

○14番（田村忠紘） 退避所につきましては、2カ所が今年度着工ということでしょうか。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 毎年、事業計画というものが打ち合わせの中で発表されるわけですが、今の予定では2カ所ほど設置を考えているということで、ほかにも事業たくさんあるので、確約というところまではいきませんが、その予定であるということでございます。

○議長（加計雅章） 田村議員。

○14番（田村忠紘） それから大口川の橋の件ですが、これは当時、県の担当者がおいでになったときに、対応済みのところから100mぐらい行ったところにカーブがありますが、そのカーブの曲がったところに退避所をつくろうという思いを持っておられたんですが、そこに退避所をつくっても非常ながけが急なところで、冬場は雪崩みたいな雪が落ちてきて通れなくなることがありますので、しかも陰になって、将来に向けては決していい路線でないということで、橋を1本つけるようにはあるが、そこには退避所はつけずに、真っすぐ進んで橋にしてほしいということを検討してもらいたいということを言うて別れておるんですが、そんな話はなかったでしょうか。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 今の橋の検討というところでございますが、そのこともちょっと問い合わせを行いました。ちょっと不明であるということでございました。どちらにしても、現在、本年度から道路整備計画を発表されたところでございますが、その中ではない以上は、橋であろうとも、なかなか建設のほうは難しいということでございます。

○議長（加計雅章） 田村議員。

○14番（田村忠紘） 現場は、課長よくご存じと思いますが、まさに良くないことで、引き続き、県と要望重ねて、ぜひ実現に向けていただきたいと思います。今度は町道であります。こちら退避場所設置を目的に志路原、田原両区長にご足労いただいて、建設課長とともに退避所の必要な場所を確認しながら、全線を調査いたしました。見通しの悪いカーブにカーブミラーが設置され、危険箇所にはガードレールが設置され、舗装の部分改良は既に施工してあります。しかし退避所がまだ何のこともありません。退避所の計画はどのようになっておりますか。

しょうか。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 町道志路原田原線の件でございますが、縷々、舗装ですとかカーブミラーのほうは設置をさせていただいているところでございます。退避所の設置につきましてでございますが、平成25年に2カ所ほど整備を行っております。これも現道の中で退避所として使えそうなところを舗装整備したというようなことで報告を受けております。他の箇所でございますが、現在の交通量等を考慮いたしますと、同じように現道の範囲内で、できるだけ離合ができるような形で、維持修繕の範囲内で対応させていただければと考えております。

○議長（加計雅章） 田村議員。

○14番（田村忠紘） 以上、テングシデにまつわることで3課にわたって質問をさせていただいたわけでありましたが、商工観光課長に最後にお伺いいたしますが、地球上で唯一の特徴的な資源であります。このテングシデは、私たちを含め、町民や行政の十分な意識があるかという点、どうも不足をしておるような気がいたします。これだけの貴重な資源であるということの意識が不足しておるように思うわけでありまして、これについて課長はどのように思われますか。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 意識につきましては、まだまだしっかり町木という部分、それから世界にこの地しかないという部分をしっかり情報発信をさせてもらいまして、意識の醸成について進めてまいりたいというふうに思います。町民だけでなく、全国広く情報発信できるように努力してまいりたいと思います。

○議長（加計雅章） 田村議員。

○14番（田村忠紘） むすびに申し上げます。地球上でここしかない光景が北広島町に存在をしております。この重みを再認識し、天からの授かり物の恩恵を町全体で享受できるよう、各行政部署の垣根を越えた努力を強く要望して、質問を終わります。

○議長（加計雅章） これで田村議員の質問を終わります。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これで散会いたします。次の本会議は26日、議案の審議、採決となっておりますので、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 55分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~